

## なないろの森（本山町）

嶺北地域の林業の今について、各町村の特集を組み、町長の考えや県立林業大学校を卒業し現在林業現場で活躍している若手作業員の方の声をお届けしたと思います！

大豊町に引き続き第2回目は、「本山町」の特集です。

### 本山町長 澤田 和廣氏にインタビュー！

#### Q. 森林、林業、木材産業に対して、力を入れていることはなんですか？

林業は本山町の基幹産業の一つで、非常に重要な産業です。

これまで、作業道の整備や間伐などの森林整備を進めてきました。森林には木材生産はもちろんのこと、水源のかん養や国土保全といった公益的な機能もあり、防災上の面からも森林を整備して行くことが大切だと考えています。

しかし、近年の林業を取り巻く環境は厳しく、木材価格・需要の低迷や就労者の高齢化によって、林業に携わる方が少なくなってきました。

そのため、新しく林業に従事してもらう方を育成していく「担い手の育成」が非常に重要だと考えており、地域おこし協力隊やOBの方、UIターンの方などが自伐型林業を目指している場合、町の支援はもちろんのこと森林組合や地元の林業家の方々にもご指導ご協力いただいて、林業に従事する方を増やしていきたいと思っています。

また、作業効率を上げるための「機械化」も重要ですが、これらの林業機械は非常に高価なものなので、町が林業機械を購入し安価にレンタルできる取り組みをしています。皆さんには安価で使い勝手が良いと好評ですので、今後も機種や台数などを増やしていきたいと考えています。



インタビューに答える澤田町長

## Q. 土佐本山コンパクトフォレスト構想を進めるにあたって、取り組んで行きたいことはなんですか？

構想の1期目となる今後の10年間は、担い手の育成・確保と森林所有者の意向調査が特に重要だと考えています。

始めに、担い手の育成についてですが、林業は様々な技術の習得が必要ですので、県立林業大学校の研修の受講など、資格を取得する際の研修費用に対する支援制度を検討しています。

また、担い手育成に加えて、この構想を実現するために地域フォレスターを育成します。この地域フォレスターは、本山町に移住してもらって本町の森林や土壌・土質などを十分理解したうえで、長期的視点に立って地域全体の森づくりの方法を指導し管理していくもので、これからの10年間で3名の人材育成を考えています。

林業現場におきましても、スマート林業といわれていますドローンや森林GIS、デジタル技術を活用した機械などを取り入れて、若い皆さんにも魅力があるような林業にしていく必要があると考えています。

次に、森林に対する所有者の意向調査についてですが、町外の森林所有者が多いこともあって、自分の森林をどのように管理していこうかというお考えが把握しきれいていません。意向を把握しないと次へ進めない部分もあり、構想を進めるなかで非常に重要になってきますので、未実施の地区については準備が整った地区から順次進めてまいります。

## Q. 町民の皆さんに力を貸して欲しいことはありますか？

本山町内に森林を所有している方に対して、意向調査を実施しています。

地域毎に行ってきますので、意向調査の用紙が届きましたら、お持ちの森林を今後どのようにしていこうとお考えなのかを教えてくださいたいと思います。

また、森林をお持ちでない住民の皆さんにも、ご自分の生活空間にある身近な里山に関心を持っていただき、子や孫へ繋いでいく本山町の森づくりについて、是非一緒に考えていただきたいです。

## Q. 最後に木まぐれ木曜日の読者に一言お願いします

山は大事な財産です。この財産を生かしていける町づくりをしたいと考えています。

林業が元気になると、本山町も必ず元気になると思っていますので、皆さん林業振興に取り組んでいきましょう。山は良いですね。山が大好きです。

### ～土佐本山コンパクトフォレスト構想とは！？～

この構想は、本山町の森づくりに関する施策や取り組みを計画的・総合的に実施し、森林による地域づくりを図るため、令和4年3月に策定されました。

構想には7つの基本施策があり、森林に関わる環境や教育、観光など幅広い範囲で取り組む内容や目標が示されています。

また、構想の計画期間（50年間）において、その時期に合った施策を推進するため、基本施策に関しては10年単位、計画などは5年単位で見直しを行うとされています。

## Q. 県立林業大学校（以下「林大」）に入学したきっかけは？

高校の先生が就職ガイダンスの時に林業があるよと教えてもらったのがきっかけです。

身近に森がいっぱいあるので林業をやってみようかなと思って、林業大学校に入学しました。



※休憩中のため、ヘルメットを外しています。

## Q. 林大での生活はどうでしたか？

先生たちとは友達感覚で話せ、授業の雰囲気もよかったです。同じ生徒同士でも高卒とか大卒の若い人が結構多かったので、プライベートの付き合いもありました。

また、授業のなかで10通以上の修了証がもらえます。卒業した頃には林業関係の作業ならひと通できるので、入学してよかったです。

## Q. 本山町森林組合に就業した理由は？

家から近く、週休2日など福利厚生も良かったからです。卒業ぎりぎりまで悩みましたが、ここにしようと決めました。

## Q. 実際に仕事をしてみて、採用前のイメージと異なったところは？

チェーンソーによる伐倒、造材やトラックによる運材をしていますが、イメージと異なったところはあまりありません。想像していた通りかなって思います。

インターンシップで来ていたため、就業前からイメージを掴めていました。

## Q. 組合で仕事をしてみて楽しかったことや辛かったことは？

機械を一人で乗れるようになったのが嬉しかったです。

辛いこと……山は携帯の電波が入らないことぐらいですね。

嶺北地域は比較的涼しいので、夏の暑さは大丈夫です。

冬は寒いですが、子どもの頃から過ごしてきたので慣れています。

## Q. これからの目標や抱負はありますか？

一人で一つの現場が回せるようになりたいですね。できたら良いな一つという高い目標です。

## Q. 林業関係への就業を検討している方へ一言お願いします

大切なのは、やる気とコミュニケーション能力だと思います。

やる気があったら何でもできるし、付き合いとかに必要なコミュニケーションが取れたら大丈夫です。

林業に関する技術は、仕事をやっていたら勝手についてくるので、特別重要とは思わないです。

あと、林業は危険な現場がどうしても多いので、常に安全を意識して作業することが必要だと思います。



## 特集2 嶺北 秋のイベントまつり

秋はイベントの季節です！新型コロナウイルスの感染拡大により、イベントの自粛が続いていましたが、今年はいくつかのイベントが開催されるはこびとなり、久しぶりに嶺北に活気がもどってきました。

今回は秋に行われたイベントをいくつかご紹介したいと思います。



### 「協働の森」

高知県では、環境先進企業の皆さま・市町村等・高知県の間で協定を締結し、手入れの行き届かない森林の再生に取り組んでいます。

例年、協定を締結した各企業・団体の皆様と地域との交流事業が行われており、今年も三愛石油オブリ様（10月16日）とコープ自然派事業連合様（11月6日）が協働の森のイベントを行いました。

当日は、地元の森林組合主催で間伐体験や木工体験などのイベントが行われ、楽しみながら森林・林業に関心を持ってもらう機会となりました。



コープ自然派事業連合：木工体験



### 「土佐の豊穰祭」・「本山町産業文化祭」

土佐の豊穰祭IN嶺北（10月23日）と本山町産業文化祭（11月20日）が開催されました。

どちらもたくさんの出店があり、土佐あかうしの串焼きや天空の郷のおにぎりなど、嶺北自慢の食べ物が満載でした。

また、ステージではマジックショーなどのイベントもあり、楽しさ盛りだくさんでした。

事務所職員は丸太切り競争や木工教室などのスタッフとして参加しました。



土佐の豊穰祭：丸太切り競争



本山町産業文化祭：クリスマスリース作り



土佐の豊穰祭：木工教室

## ◆保安林の皆伐許可申請期間等のお知らせ

保安林に指定されると、その機能が失われないよう、立木の伐採や土地の形質の変更等の際、必要最小限の制限を受けます。定められている制限の範囲内であっても、あらかじめ県林業（振興）事務所に許可等を受ける必要がありますので、保安林内で施業を計画されている森林所有者、事業者の皆様は、必ず下記にご注意をお願いします。

### 保安林内で皆伐を行う場合

保安林内で立木伐採（皆伐）をする際には、事前に許可を受ける必要があります。

年4回の皆伐限度面積公表日の翌日からそれぞれ30日以内に申請書のご提出をお願いします。

**次回の申請受付期間は令和5年2月1日～2月28日**です。

### 【保安林内皆伐申請スケジュール】

公表日	R4												R5											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
令和4年 1回目	2月1日	申請	← 伐採許可期間 →																					
2回目	6月1日				申請	← 伐採許可期間 →																		
3回目	9月1日						申請	← 伐採許可期間 →																
4回目	12月1日										申請	← 伐採許可期間 →												
次年 1回目	2月1日												申請	← 伐採許可期間 →										

### 保安林内で間伐を行う場合

保安林内で間伐を行う際には、**伐採を開始する90日～20日前までに**保安林内間伐届のご提出をお願いします。（除伐については届出書の提出は必要ありません）

### 保安林内で土地の形質変更等を行う場合

保安林内で立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為を行う際には、作業開始前までに保安林内作業許可申請書のご提出をお願いします。

なお、作業時に支障木の伐採を伴う場合は、**伐採を開始する14日前までに**立木伐採届出書を併せてご提出ください。（例：作業道の開設等）

**※一度許可を受けたものであっても、作業道の継続使用等、許可期間を超えても植栽等の原状復帰を行わない場合は許可期間終了日の10日前までに、再度作業許可申請書の提出が必要になりますのでご注意ください。**

### 保安林豆知識



○保安林内であっても一部の軽微な作業については許可等を受ける必要がありません。

例：造林又は保育の為にする地ごしらえ、下刈り、除伐、つる打ち、枝打ち、倒木又は枯死木の損傷、コウゾやミツマタの採取

○保安林指定の有無が不明な場合は、該当地番がわかれば林業（振興）事務所で確認ができます。登記上の地目が「山林」であっても保安林指定されている場合があるので、注意してください。

○保安林の指定はその土地に対して行われるものなので、売買や相続によって土地所有者が変更された場合も保安林指定は引き続き有効です。また、保安林指定後に分筆や合筆などによって地番が変更された場合も、変更前の地番で指定された範囲について保安林指定は有効です。

**●許可申請（届出）の際には林相の分かる写真を2、3枚提出していただくようお願いします。**

その他、保安林についてご不明な点がございましたら、嶺北林業振興事務所までご相談ください。

（保安林担当 牧野）

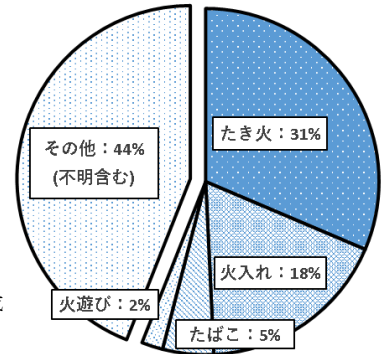
# 山火事にご注意を!

山火事の主な原因としては、たき火、火入れ、たばこの後始末の不注意となっています。

これから春にかけて、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。

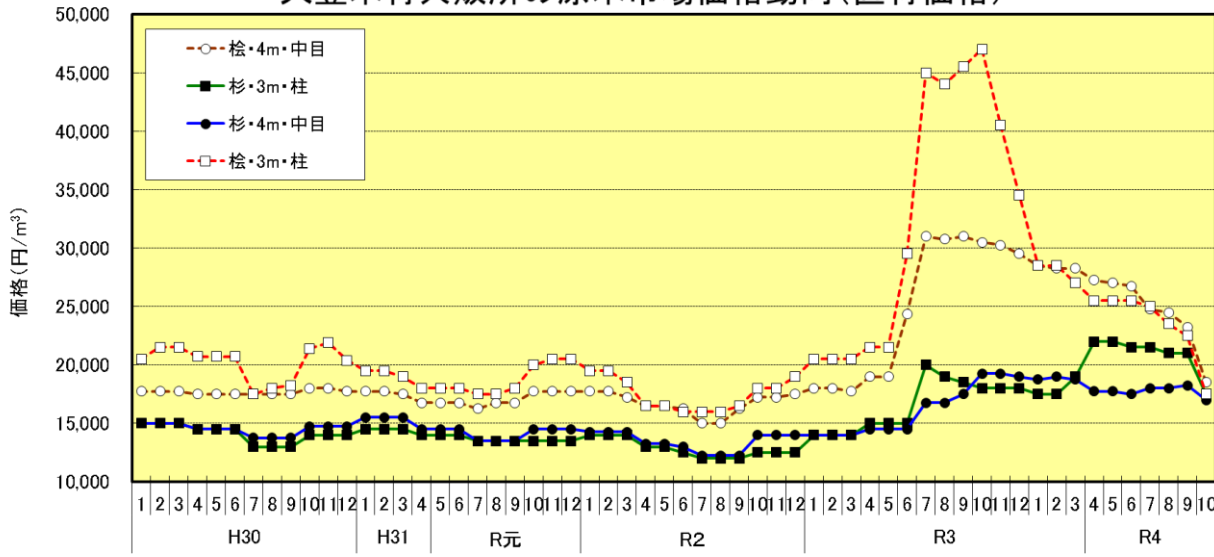
山に入られる際は、火元にご注意をお願いいたします。

原因別出火割合 (H28~R2年度平均) ※林野庁公開資料に基づいて作成



# 木材市況

### 大豊木材共販所の原木市場価格動向 (直材価格)



- ※1 柱・・・末口径15~16cm、中目・・・末口径18~22、24~28cmの平均
- ※2 このグラフは、嶺北地域の市場価格を参考としたもので、市場の価格そのものを表したものではありません。詳しい価格は各市場へお問い合わせ下さい。
- ※3 令和元年度までは県森連嶺北木材共販所

# シキビ・サカキ市況

